

たかねざわ 農委情報

令和6年6月
第136号

編集・発行
高根沢町農業委員会
高根沢町大字石末2053
TEL 675-8108



大麦の収穫の様子（花岡）

農地等の諸申請

（売買・交換・贈与・貸借・転用等）は

毎月10日〆切

（10日が休日の場合は、前開庁日）

主 な 内 容

- 新会長あいさつ…………… P 2
- 第25期農業委員、農地利用最適化推進委員紹介 P2・P3
- 農業委員会の組織体制…………… P 4
- 相続登記の義務化について…………… P 5
- 研修会開催・農業委員会活動報告…………… P 6

新しい農業委員会構成（第二十五期）

農業委員会等に関する法律により町長が議会の同意を得て任命を受けた新しい農業委員9名が就任し、5月10日開催の総会において、会長に野中照雄委員、会長職務代理者に佐藤正一委員が選出されました。（任期Ⅱ令和6年5月10日～令和9年5月9日）

また、5月20日、新しい農地利用最適化推進委員18名に野中農業委員会会長より委嘱状が交付されました。（任期Ⅱ令和6年5月10日～令和9年5月9日）
昨期に引き続き、農業委員と農地利用最適化推進委員が相互連携・協力して担い手への農地等の利用集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進など農地等の利用の最適化を図ってまいります。

就任あいさつ

会長 野中 照雄



（中阿久津）
第3農地調査班

令和6年5月10日、農業委員、農地利用最適化推進委員（以下推進委員）の任期満了に伴い、新たに農業委員9名が町長より任命され、その後の総会において委員互選により、前期に引き続き会長に選出されました。

た。甚だ微力ながら農業発展のため全力を尽くす所存でございます。そして、20日に18名の推進委員を委嘱し、第25期の新体制がスタートしました。ウクライナ情勢や円安の影響を受け、肥料等の原材料の高止まりが農家の経営を圧迫しています。さらに、全国的に農業者の高齢化や担い手不足、基幹的農業従事者が16万人と減少の一途をたどり、持続不可能な状態となるかもしれません。今通常国会で、「農政の憲法」と言われる食料・農業・農村基本法の一部改正案が審議され、5月29日参議院本会議で可決成立しました。附帯決議の中に「農業者の所得向上」と明記されたことは、今後の農産物の合理的な価格形成を実現する仕組み作りの後

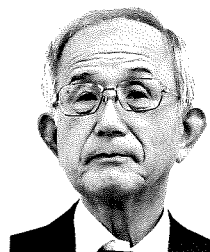
押しになるものと期待したいと思えます。農家が減少すれば国内生産の農産物が減少します。輸入に頼って外国の農産物を常時購入できれば良いですが、国際秩序が不安定なところにも紛争状態にでもなればこの国でも自国優先で、農産物は自国消費に充てられます。平時においても食料安全保障の観点から真剣に考えておくべきで、特に消費者の方々は国産農産物の価格が高くなる可能性があることを真剣に考えていただきたいと思います。

令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の改正により「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変え、同法に位置づけされました。農業委員会では、地域計画の目標地図の素案作りのために昨年10月に10a以上の農地所有者423人を対象に意向調査を実施し、回収率は66.5%でした。その中で追加調査が必要と思われる方については、現在推進委員を中心に個別訪問による聞き取り調査を実施中です。来年の3月末日までに、将来の農地利用の目標地図を町と協力して作成してまいります。

農業の持つ可能性を信じ次の世代に繋ぐために、関係機関と協力してさらなる農地利用の最適化の推進に取り組んでまいります。皆様方には今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。

新農業委員紹介

会長職務代理者



（上高根沢）
佐藤 正一
第2農地調査班

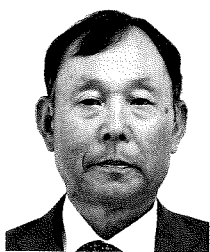
（議席順）



（文挾）
平石 淳一
第1農地調査班

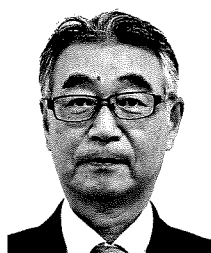


（上高根沢）
西形 政之
第1農地調査班



（平田）
見目 崇
第3農地調査班

【上段】
住所
【中段】
氏名
【下段】
調査班
(農業委員)
担当区域
(推進委員)



(栗ヶ島)
齋藤 浩実
第 2 農地調査班



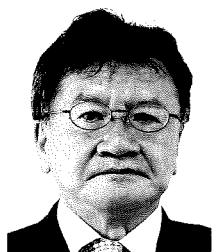
(宝石台)
水沼 喜代子
第 1 農地調査班



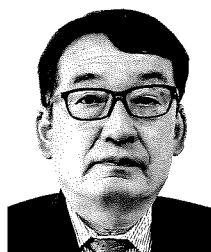
(上阿久津)
増渕 富士子
第 3 農地調査班



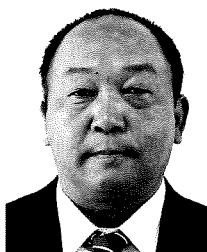
(中阿久津)
上杉 奈々江
第 2 農地調査班



(西高谷)
小堀 秀一
西高谷・花岡西下・東下



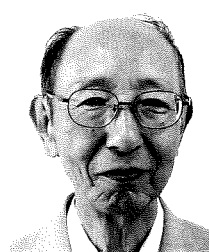
(寺渡戸)
小川 修一
栗ヶ島・寺渡戸



(上高根沢)
齋藤 和宏
上高根沢北部

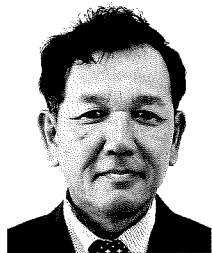


(上高根沢)
見目 智史
上高根沢中部

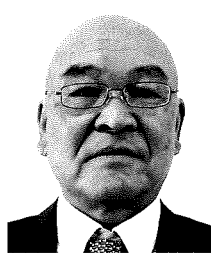


(上高根沢)
大塚 典男
上高根沢南部

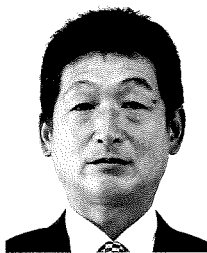
新農地利用最適化推進委員紹介



(上柏崎)
古口 善郎
上柏崎・亀梨



(桑窪)
仲山 一三
桑窪



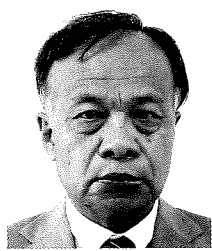
(太田)
小松 郁夫
太田



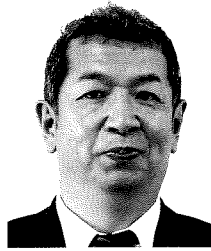
(平田)
加藤 孝
上太田・中郷



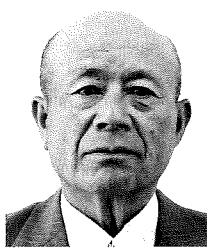
(花岡)
石塚 尚美
花岡西上・東上



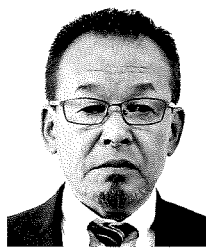
(宝積寺)
横塚 一美
宝積寺・光陽台・宝石台



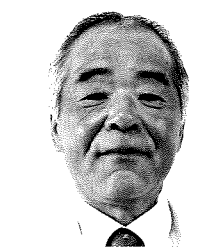
(中阿久津)
野中 瑞晃
中妻・中東・中台・中西



(伏久)
吉澤 政男
仁井田・東高谷・伏久



(飯室)
富田 満
飯室・文挾



(下柏崎)
小林 繁
中柏崎・下柏崎

事務局職員紹介

局 長 長谷川 博一
業務：事務局統括

局長補佐 福田 真
業務：全般・農地調整

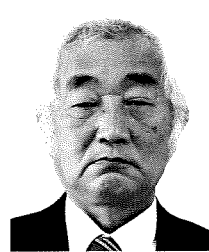
主 事 大塚 葵(庶務係)
業務：農地調整・農業者年金



(石末)
加藤 清也
石末北部



(石末)
小池 精一
石末南部



(大谷)
菊地 修一
大谷

農業委員会の組織体制について

高根沢町農業委員会

4つの基本的な取り組み

- 1 農地の確保と有効利用
- 2 農地等の利用の最適化
- 3 農業の担い手の育成・確保
- 4 農業者等の声を行政に反映させる

委 員

最高議決機関である総会に出席し、以下の内容について審議を行います。

- 農地転用の許可（農地法）
- 農地等の権利移動の許可
- 農用地利用集積等促進計画の決定
- 農業委員会における活動目標、計画の策定及び点検、評価
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定及び最適化の推進

連 携



農地利用最適化推進委員

担当区域において、現場活動を行います。

1 担い手への農地利用の集積・集約化の取り組み
⇒地域における担い手への集積・集約化に向けた話し合いの場をつくる。

- (1)地域計画など、地区における農業者の積極的な参加を促す
- (2)農地の利用調整
- (3)農地の出し手に対する農地中間管理事業の活用促進
- (4)農地利用の集積・集約化には農地中間管理事業を最優先に活用
- (5)担い手への農地利用の集積・集約化の実施
- (6)農地の権利移動と農地作業受委託の相談窓口
- (7)農業委員会からの求めや担当地区の案件に対し、総会で意見を述べる

2 遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組み
⇒地域の農地の状況を把握し、遊休農地の発生防止・解消活動を推進する。

- (1)農地パトロール（利用状況調査）：毎年実施
 - ①農地利用の確認
 - ②遊休農地の実態把握
 - ③違反転用の防止
- (2)利用意向調査の実施
遊休化を未然に防ぎ、担い手に結び付くよう親身な対応
- (3)遊休農地の活用を検討する

3 新規参入への取り組み
⇒地域への新規就農や企業の参入の受け入れ態勢をつくる。

- (1)地域の新規就農者の相談窓口
- (2)新規就農者への地域支援や行政機関（農業委員会・産業課など）との連絡調整

担当区域において、
農地利用最適化推進委員が
調査等で戸別訪問、
農地への立ち入りを
行いますので、
ご協力をよろしく
お願いいたします。

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました！

Q1 相続登記の義務化とはどういう内容ですか？

- A 全国で所有者不明土地が増加したことにより、この問題を解決するために相続登記が義務化となりました。相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。（3年間の猶予期間があります）

Q2 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？

- A 相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局で、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記」という簡便な手続き①を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

① 相続人申告登記は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する簡易な手続きです。

遺産分割の話し
合いがまとまった



遺産分割の結果に
基づく相続登記

不動産の相続を知った日
から3年以内にする必要※

早期に遺産分割を
することが困難



相続人申告登記

不動産の相続を知った日
から3年以内に必要

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要があります。

Q3 不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

- A 相続した不動産（土地・建物）を管轄する法務局（予約制の手続き案内を実施中）や登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を開催しました！



5月20日に農業委員・農地利用最適化推進委員を対象に、一般社団法人栃木県農業会議の磯部氏を講師として、研修会を開催しました。農地制度の基本や農業委員・農地利用最適化推進委員は地域においてどんな役割を担っていくのかなどを学びました。新体制となり委員と事務局が一体となって活動してまいります。

農業委員会活動報告

― 1月～6月 ―

〔1月〕

◆ 1月16日（火）

申請地現地調査

◆ 1月22日（月）

農業委員会定例総会・全協（※）

〔2月〕

◆ 2月20日（火）

農業委員会定例総会・全協

〔3月〕

◆ 3月14日（木）

申請地現地調査

◆ 3月21日（木）

農業委員会定例総会・全協

〔4月〕

◆ 4月22日（月）

農業委員会定例総会・全協

〔5月〕

◆ 5月10日（金）

辞令交付式

農業委員会初定例総会・全協

◆ 5月14日（火）

申請地現地調査

◆ 5月20日（月）

農地利用最適化推進委員委嘱状交付式

農業委員・

農地利用最適化推進委員研修会

農業委員会定例総会・全協

〔6月〕

◆ 6月14日（金）

申請地現地調査

◆ 6月20日（木）

農業委員会定例総会・全協

※全協…全員協議会

<農地や水路の適切な管理のお願い>

雑草等が繁茂した農地は、病虫害の発生や不法投棄の原因となり、周辺農地や住宅へ迷惑をかけます。草刈りや耕起等、適切な管理をお願いします。



農委情報編集委員

委員長 増 渕 富 士 子
委員 水 沼 喜 代 子
委員 佐 藤 正 一
委員 斎 藤 浩 実
委員 野 中 照 雄
委員 見 目 智 史
委員 小 松 郁 夫
委員 石 塚 尚 美
委員 加 藤 清 也

編
集
後
記

この度の改選により農業委員9名、農地利用最適化推進委員18名による第25期生がスタートしました。年2回の発行となりますが、農地や農業についての情報をお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

くらしと経営に生きる情報をお伝えします！

全国農業新聞

毎週金曜日発行
購読料：月700円

お申し込みは農業委員会
TEL 675-8108まで